

Ryukoku University

大学教務実践研究会第10回大会 特典映像



変更届の作成が完結したといえる3要素

2022年12月17日

社会学部教務課 小野 勝士

- ① 変更届は変更前に提出
- ② 変更届を正確に作成
 - ・形式面（下線を引く部分等書き方）
 - ・内容面（法令違反になっていないかどうか）
- ③ 変更届の内容が正確に反映されているかの確認

◆作成した変更届が本当に基準を満たしているのか？

◆変更届の変更内容を反映させる学生要覧・教務システムへの対応ができてしているのか？

→変更届の作成者・学生要覧の作成者・教務システム設定の担当者の連携、それを俯瞰できる人が必要。

→担当者まかせになっており組織的なチェックができていない可能性あり。

① 変更届は変更前に提出

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

(免許法施行規則第21条第2項)

→学期初めから変更することが大半だと思われるので、前年度末・新学期前に提出する。期中での専任教員の退職等による変更が生じたときは随時提出する。

① 変更届は変更前に提出

教職課程認定大学等実地視察（文部科学省ウェブサイトより）

教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)及び指定教員養成機関実地視察規定（平成24年2月15日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としています。

認定大学等実地視察について

教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)及び指定教員養成機関実地視察規定(平成24年2月15日教員養成部会決定)に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としています。

- 令和元年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成30年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成29年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成28年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成27年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成26年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成25年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成24年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成23年度教職課程認定大学等実地視察について
- 平成22年度教職課程認定大学等実地視察について

お問合せ先

総合教育政策局教育人材政策課

(総合教育政策局教育人材政策課)

① 変更届は変更前に提出

実地視察報告書より

- 教職課程は教員免許状という資格を取得させる課程であり、個別の授業科目が教員養成部会によって審査された上で文部科学大臣による認定を受けていることから、教育課程等の変更等にあたっては、法令に定める手続きに則り、あらかじめ文部科学大臣への届出を行うこと。
- 教育職員免許法施行規則第21条第2項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程があることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、手続面も含め教職課程を点検する全学的な組織及び体制を充実し、継続するよう努めていただきたい。
- 調査票や変更届等における書類作成の不備などが著しく、法令で義務付けられている内容が適切に実施されているかどうかの確認が困難を極めるなど、国民から教員養成を委ねられた大学としての姿勢が根本から問われざるを得ない。申請書、変更届、学力に関する証明書の作成、シラバスの確認等について、総括的に把握し教員養成を支える事務組織を確立し、高度専門職としての教員養成にふさわしい充実した組織・体制となるように全力で取り組んでいただきたい。

① 変更届は変更前に提出

届出漏れの問題点

届出を行わないと教職課程の科目という属性を付与することができない。

▼免許法第5条別表第1備考第五号イ

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

※第三欄に定める科目とは旧法では「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「養護又は教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」「栄養に係る教育又は教職に関する科目」を指す。新法では「教科及び教職に関する科目」「養護及び教職に関する科目」「栄養及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を指す。免許法施行規則第66条の6に定める科目は含まれない。

② 変更届を正確に作成

- ・ 内容面（法令違反になっていないかどうか）

実地視察報告書より

平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

③ 変更届の内容が正確に反映されているかの確認

◆事案1

変更届において廃止した授業科目（卒業要件上の科目としては残っている）が学生要覧に掲載され続けていた。

◆事案2

入学時に配付した学生要覧に、教員免許取得に必要な単位数を実際よりも少なく記載していた。

- ① 変更届は変更前に提出
- ② 変更届を正確に作成
 - ・形式面（下線を引く部分等書き方）
 - ・内容面（法令違反になっていないかどうか）
- ③ 変更届の内容が正確に反映されているかの確認

◆作成した変更届が本当に基準を満たしているのか？

◆変更届の変更内容を反映させる学生要覧・教務システムへの対応ができてしているのか？

→変更届の作成者・学生要覧の作成者・教務システム設定の担当者の連携、それを俯瞰できる人が必要。

→担当者まかせになっており組織的なチェックができていない可能性あり。